（様式第１５）

取得財産等管理明細表

（令和　　年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
				円	円				

（注）

（１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２１条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

（２）財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。

（３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４とし、縦位置とする。

※ＰＣＫＫの貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（使用過程車の省エネ性能維持推進事業）は、経済産業省が定めた貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業及び使用過程車の省エネ性能維持推進事業）交付要綱第３条に基づく国庫補助金の使用過程車の省エネ性能維持推進事業を行おうとする方に交付するものです。